

米国における障害学生支援の現況と課題について —UNCにおけるDSSの視察に基づいて—

島田直子 (立正大学障がいのある学生支援ルーム)

篠田晴男 (立正大学)

篠田直子 (信州大学学生相談センター障害学生支援室)

Trends and issues in disability support services in the United States

A site visit report regarding DSS in the University of Northern Colorado

Naoko SHIMADA (*Support Room for Students with Special Needs, Risho University*)

Haruo SHINODA (*Faculty of Psychology, Risho University*)

Naoko SHINODA (*Office for Students with Disabilities, Student Advisory Center, Shinshu University*)

Abstract

The present paper discusses on the disability support services (DSS) provided by the University of Northern Colorado (UNC) in the United States. The authors made a site visit to the UNC DSS division and had an opportunity to have a facility tour at the DSS. The authors also discuss trends and issues about support for college students with disabilities in the US and Japan with DSS staff members. Information was also obtained through the review of materials provided by the DSS director. Consistent with the previous studies, textbook conversion, notetaking services, accommodations for testing, and sign language interpreter services were provided at the UNC. In addition, the present report includes the detailed procedures to apply for accommodations, issues about off-campus practicum, grievance procedures, emotional support animals, absence due to disabilities as well as organizational shift toward inclusive education. Insight about the development of disability support services in a Japanese college setting are also discussed.

Key words : College student, disability services, the United States

問 題

2016年4月1日に障害者差別解消法が施行され、国立大学法人で障害学生に対する支援についての対応要領の作成が義務化された。私立大学でも、対応指針の作成が求められている。障害のある学生の報告数は毎年増加しており、2014年度の日本学生支援機構の調査結果によれば、5月1日現在の障害学生数は21,712人、前年度より7,594人の増加である (Jasso, 2016)。諸外国では、障害のある学生の支援が整備されているところもあるが、我が国においては、日本の障害者支援の歴史、高等教育機関における教育制度、及び文化的要因等を考慮して、日本のシステムに合った障害学生支援体制を構築するという課題に直面している。

これまで、海外の高等教育機関における障害学生支援に関して、いくつかの報告がある。高橋・篠田 (2016) は、発達障害のある学生の支援に注目して米国の複数の大学の視察を行い、その支援活動を、定期的個別面

接、学習支援、ワークショップ、支援機器利用の支援、メンター・プログラム、自助グループ、ADHD (注意欠如・多動性障害) コーチング、教職員の啓発、に分類して報告している。また、北村・渡部 Taylor・河村 (2010) は、米国のモンタナ大学への視察訪問で、障害のある学生への合理的配慮、支援機器の利用サービス、就労支援、外部機関との連携、電子図書の活用、オンライン教育、などをはじめとする支援活動を包括的に報告している。片岡 (2015) は、米国とニュージーランドの大学視察の結果報告の中で、大学への移行支援や、セルフアドボカシースキル教育などについても報告している。また、三浦 (2002) は、米国カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジの視察を通して、障害のある学生向けに用意された体育の特別科目やIT技術支援があることなどについても触れている。

障害者差別解消法が施行された現在、これらの知見を参考にして、実際に大学の現場で体制整備を図るには、支援の導入に関する、より実務的な側面の情報が

必要である。そこで、支援サービス実践の流れや最近の動向にも注目して、米国の大学の視察を通して情報収集を行うことを計画した。米国の障害学生支援は、1800年代にはじまり、1990年の American Disability Act (ADA:障害のあるアメリカ人法) の施行により、各大学で本格化された。高橋・篠田 (2016) によれば、米国の障害学生支援は、障害のある学生に平等に教育を受ける権利を保障するために義務化された、法例遵守を本質とした基本的サービスと、学生の成長支援を目指した、より発展的なサービスに分類される。日本においても、障害学生支援体制を構築していく際に、法例遵守のために必要な体制と発展的な成長支援を整理して検討することが必要であると考え、今回は、大学での支援において必須となると考えられる法例遵守のための支援体制に注目して視察を行うことにした。

目 的

米国の障害学生支援の実際について情報収集を行い、日本の障害学生支援体制の構築に有用と考えられる知見を報告することを目的とする。

方 法

2016年8月に米国コロラド州にて開催されたAPA年次大会に参加するために渡米する機会を利用して、同州内の University of Northern Colorado (北コロラド大学:以下 UNC とする) への訪問を計画した。UNC は、法例遵守のための基本的サービスを中心に実施している点、また、第一著者の出身校であるために当該大学の教育的背景についてある程度の理解があり、コンタクトをとることが比較的容易であった点を考慮して、UNC の Disability Support Services (障害支援部門:以下 DSS とする) を訪問先として選定した。視察では、施設見学に加え、集中的な意見交換の時間を約半日程度持った。本稿では、DSS 施設の訪問、担当者との意見交換、及び、視察の際に提供して頂いた障害学生支援関連の資料から得た情報をまとめて、報告する。

結 果

1) 視察訪問先大学の概要

視察訪問先である UNC はコロラド州の州都デンバーから北北東約80kmに位置する人口10万人ほどの Greeley (グリーリー) という町にある。グリーリーは茨城県守谷市の姉妹都市でもあり、日本との親交もある。ここ数年、人口が急増しているが、もともと大学を中心として栄えた町で、メキシコとの国境から北に延びる I-25 というハイウェイ近くに位置するために移民も多い。UNC の設立は1881年で、学生数は約12,000人、そのう

ち約9,500人が学部生、2,500人が大学院生である。8つの学部から構成されており、約200の専攻プログラムが設けられている。心理、教育、自然科学、音楽やダンスなどの芸術学部、経営、アスレチックトレーニングなど、様々な教育プログラムを持つ。

2) UNC の障害支援部門 (DSS)

UNC の DSS は1990年に Americans with Disabilities Act (ADA) が制定された翌年に立ち上げられた。当初、今回の世話人でもある DSS のディレクターが1人で運営を担っていた。初年度の支援対象学生は2名のみであったのが、6年後には、約300名に増加した。現在支援の対象となっている障害のある学生の数は約750名で、彼らを支援する DSS のスタッフは常勤が4名、うち2人がコーディネーター、1人が資料の電子化や IT を担当する技術担当者、1人が手話通訳のオーガナイザーである。加えて、学部学生スタッフが10名と、臨床心理学と学校心理学専攻の大学院生3名が勤務している。特に、心理学分野の博士課程の大学院生は、その専門性において、欠かせない戦力となっている。

3) 施 設

DSS のオフィスは、学内の中央図書館の地上階に位置し、大学内の比較的広い駐車場から、階段を利用せずにアクセスすることができる。受付には大きなカウンターがあり、アルバイトの学生が2人座っている。カウンターには、DSS のロゴが入ったボールペンやリップスティックなど、障害のある学生支援促進のためのグッズや試験時配慮の申し込み手順が示された名刺サイズのカードなどが置かれている。受付を通ると、DSS のスタッフや学生が休憩に利用できるラウンジがある。中には、キッチンカウンターや流し台などの生活支援につながる設備が付設されており、車いすの学生でも利用しやすいように、その高さも低めに作られている。トイレは、車いすでの回転が容易にできるスペースのあるものが用意されており、ドアもボタンで自動に開く。

そのラウンジとは別に、利用学生の支援記録などが保管されているスタッフルームがある。スタッフルーム内には、学生が個別試験などに際し、事前に手荷物や携帯電話などを預けておくための専用の棚なども設置され、スタッフが常駐して管理している。また、20名程が収容可能な遠隔システム付きの会議室や、PC の Skype を通して外部の有料専門サイトの手話通訳サービスを共有できる端末室がある。

さらに、DSS の中には、試験時配慮が必要な学生のための個人試験室も5~6部屋用意されている。各試験室には、PC が可動式のデスクに設置されており、

様々なニーズに対応するために、個々の部屋に異なる支援機器が設置されている。例えば、トラックボール等の操作支援デバイスやPCにインストールされている読み上げソフト（Dragon Speech）、拡大読書器等が利用可能である。試験の様子を監督するためのカメラは、米国の他の大学では設置しているところもあるが、UNCのDSSでは使用していない。なお、試験室の支援設備は、基本的に試験時のために用意された設備であり、多くの学生は自習に必要な機器を自宅に揃えているため、試験以外での利用はあまりない。しかしながら、怪我などで一時的に支援機器が必要となった学生が、まれに自習目的で利用することがある。

これらの共有設備に加えて、各スタッフの個室がある。特に技術担当者のオフィスは広く作られており、映像などの視聴覚教材の字幕作成、紙媒体情報の電子化、点字資料の作成などを行うための機器とともに作業スペースが確保されている。米国の他の大学では、技術担当者がITを生かしたSNSによるソーシャルサポート支援などを導入している場合もあるが、UNCでは、障害を周囲に開示したくない学生も多く、支援ニーズが乏しいため、そのような支援は行っていない。

4) 支援の開始

DDSに來所した学生は、まず、インテイクフォームに記入する。インテイクフォームには、その学生の強みや弱み、教育的背景に関する簡単な質問が記載されており、インテイク面接をスムーズに進めるための工夫がなされている。米国では地域によって教育水準の違いがみられることもあるので、出身地情報も学生の教育的背景を推測する情報として役立つことがある。インテイクフォームに加えて、DSSのサービスを受ける際には、支援を受ける学生の権利と責任に関する同意書にも署名する必要がある。同意書には、学内の様々な活動へ平等に参加する権利、時宜を得て、適切な支援を受ける権利、法律により定められた例外を除き、個人情報保護され、必要に応じて情報開示する相手を選択することができる権利などが述べられている。一方で、支援を受ける学生は、適切な専門家から障害に関する所見書を入手し、それに基づいてDSSスタッフと配慮内容について協議することが求められている。加えて、配慮内容は現状に沿ったものでなければならない。自分自身の障害を認め、学生自身がDSSからの配慮文書を各教員に提出する。支援内容に関して問題が生じた場合には、自ら進んでDSSで情報収集や支援要請を行う。その他、DSSで定めたルールに従うことなどが学生側の責任として記されている。このような書類の中には法的義務の観点から、本人直筆のサインが必要なものがあるので紙媒体でのファイル保管が必

要になる。面接記録や一連の書類作成業務も基本的に電子化されているものの、スケジュール上、配慮要請が集中する時期もあり、その負担は少なくない。

支援を受ける学生が、適切な専門家から障害に関する所見を入手する点に関しては、DSSからの担当医・専門家に向けたガイドラインが用意されている。学生が学外の担当医から診断書や所見をもらう際に、担当医に渡すことができるものでA4一枚に所見発行に際して留意してほしいことが簡潔にまとめられている。その内容は、以下のようなものである：修学上の配慮は学生の自己申告と専門家による所見に基づいて決定される。所見の発行を行う者は、学生とは個人的な関係がなく、当該分野の障害評価をすることができる資格を持っている必要がある。所見の内容としては、現状で認められる症状、診断の根拠、修学や生活面への影響、投薬治療による高等教育修学上の影響、障害の影響に関する重症度、期間、頻度、また、学習障害の場合には、知能検査や学力検査（読み、書き、計算）の得点を含む包括的なアセスメントの結果の概要、といった情報が有用な点であることが明記されている。

なお、UNCのDSSでは現在、学生のニーズに関する心理アセスメントは行っていない。必要な心理アセスメントは、大学内の心理学部付属のクリニックで、400～500ドル程度の費用で受けることができる。学外で受ける場合は、1,000ドル程度かかることが一般的なため、それに比べると安価ではある。しかしながら、それでも学生にとっては高額である。そのため、精神障害のニーズに関しては、学生が無料で利用できる大学のカウンセリングセンターへ紹介し、その中でも診断の資格を持つサイコロジストに所見をお願いすることがある。また、障害が複数ある場合には、別の障害で必要な配慮が受けられるかを検討することもある。

5) 授業配慮

授業の出席に関する配慮を希望する学生は、授業ごとに担当教員に配慮要請書を提出する。配慮要請書には、学生とDSSスタッフの話し合いをもとに、当該科目を履修するにあたって適切と考えられる授業配慮についてまとめられている。例えば、授業でノートテイクを利用することや、授業内で小テストを行う際に、時間延長や別室受験を希望するという必要な要望などが記載される。ノートテイク支援を利用する場合、ノートテイクによって作成されたノートを受け取るためには、学生自身がその授業に出席しなければならない、といった学生側に課せられたルールなども教員に知らせる形になっている。配慮要請書には、DSSスタッフと学生の署名欄があり、学生自身が、その要請書を担当教員に提出する。このような具体的な授業支援につ

いて、UNCでは、主に、ノートテイキング、文字情報の電子化・聴覚情報の文字化、手話通訳者の派遣、早期履修登録が行われている。

ノートテイク支援

UNCにおいてノートテイク支援は、試験時配慮と並んで、ニーズの多い支援の一つである。多くの学生が様々な理由でノートテイクを希望するが、ADHDやSLD(限局性学習障害)など障害のために授業中にノートをとることが困難な学生、聴覚障害で手話通訳を利用しているが、手話を見て内容を理解しながら、ノートをとることが難しい学生などが利用している。なお、希望者はノートの必要性や友人からノートを借りられるかなどを検討したうえで、ノートテイクが必要な授業についてのみ支援の希望を申請する。一方、ノートテイクは、自分自身が履修している授業をノートテイクが可能な科目としてDSSに登録する。ノートテイクと支援対象学生との匿名性を保ちつつ、DSSでマッチングを行う。ノートテイクの要件は、一定以上の成績(GPA3.0)以上を収めている者とし、ノートテイクに関する事前講習は行っていない。ノートテイクは授業後、一週間以内にGoogle Driveにノートをアップロードすることを求められているが、作成されたノートのチェックなどのモニタリングは行っていない。問題があれば、支援対象の障害学生が自発的にDSSに相談する体制になっている。ユニバーサルデザインの観点からいえば、教員がTAに授業ノートを作成させて、事前に電子ファイルで配布する方法もある。ノートテイクには、少なくとも2週間前の事前申し込みが必要で、現在登録しているノートテイクの数は30名程度である。報酬には、いくつか選択肢があり、1学期間の支援で45ドル分の学内で使えるギフトカードや、同額程度の大学のロゴ入りトレーナーなども用意されているが、多くの学生が、ボランティア実績のような形で、履歴書に書くことができるコミュニティ・サービスの実績時間として認定されることを希望している。

文字情報の電子化・聴覚情報の文字化

文字情報の電子化や視覚情報の文字化などの作業は、常勤の技術担当者が1名専任で行っている。テキスト等の著作権に配慮する必要があるため、学生自身が教科書を書店で購入してDSSに持ち込む必要がある。DSSでは、その教科書の製本部分を裁断しスキャナーにかけて、文字情報を電子化・点字化する。すでに他の学生が利用した同一の電子化教材がある場合には、学生はDSSで教科書を見せるだけでよく、利用した教科書を学内書店で買い取り、中古書籍として販売する習慣の

ある米国では、その本を書店で買い取ってもらえるため、経済的である。電子化された資料は、光学メディアや専用のUSBスティックを用いて提供・管理されている。

また、教員からの依頼で、授業で使用する映像教材に字幕を入れるサービスも行っているが、可能な限り、教材を準備する際に、字幕付きのDVDの購入を検討するように教員研修で呼びかけている。点字化に関しては、基本的に文字情報のみが点字化されるが、地理の授業などで必須になる図などに関しては、同州内のコロラド大学ボルダー校が点字で図やグラフを表現する技術の研究を行っているため、高度な技術が必要なものは、そこに依頼することもある。点字化・電子化の支援サービスに関しては、混み具合にもよるが、2週間程度の時間をもらうようにしている。急ぎの案件がある場合、外部委託を利用することもあり、高額ではあるが、郵送する時間を除いて24時間で字幕を付けることができる企業もある。

手話通訳

手話通訳者は、学外に20名程度登録がある。学生のニーズに応じて、常勤のASL(American Sign Language)オーガナイザーが1人専任で手配を行っている。手話通訳者の派遣費用は高額であるが、学内のイベントや授業への派遣のほかに、学生団体での活動や授業の課題を行うためのミーティングを行う際などにも、手話通訳者を派遣している。

早期履修登録

障害のある学生は、授業の登録を他の学生より早い時期に優先的に行うことができるようになっている。例えば、身体障害があるために教室間の移動に時間を要する学生が、移動時間を十分に確保できるようなスケジュールを組みやすくなる、といった学生側における利点と、履修状況が事前に分かることで、教科書の電子化や手話通訳者の手配など、支援の事前準備が余裕をもって始められる、といった支援者側の利点もある。

6) 試験配慮

UNCでは、1学期に約1,000件の試験配慮依頼がある。試験週間には、DSSの常設個人試験室の利用だけでは足りないため、DSSの上の階にある図書館の会議室に複数のスタッフを配備して、大部屋で複数の学生が受験をする。個室での受験ができる学生は限られているため、試験時に特別な機器の使用が必要な学生が優先的に利用することになる。試験時間の延長は規定時間の1.5倍というのが一般的である。例外的に2倍の延長が認められることがあるが、視覚障害のある学生

で、読む時間や必要な資料を探すのに時間がかかるケースや、重度の不安障害で試験を始めるまでに30分以上の時間が必要であるケース、あるいはPTSDや退役軍人などのケースに限られる。試験日時は、他の学生と同じ試験時間を設定するが、試験時間を延長する場合、他の授業と重なる場合もあるので、その場合には、少なくとも同日での試験を原則としている。時間延長の長さについては、医師の所見やそれまでの配慮の実績を参考に決められるが、大学入学後に実施された試験の終了時間についても個人記録を残しておく、必要な時間を算出するという方法も採用している。

試験時配慮を受ける場合、DSSでの配慮試験を受ける際の同意書に署名する必要がある。同意書には、配慮希望の試験について、それぞれ配慮依頼書を作成し、DSSの承認を得て、学生自身が担当教員に持参するという手順が記載されている。また、試験時には、時間通りに試験室に来室し、10分以上遅刻した場合は、担当教員に再受験の許可書をもらう必要がある。携帯電話や鞆は試験室に持ち込むことができない。試験問題の読み上げなど、試験時に必要な支援は、事前に別途申し込みをする。試験時に使用したメモは全て担当教員に提出する、などといった細かなルールが記され、学生と説明を担当したDSSの担当スタッフが署名をする。

試験配慮依頼書は、青い用紙に印刷されており、通称ブルーシートと呼ばれている。学生が試験前にDSSに来室し、配慮を希望する試験について、学席番号、学生の氏名、受験科目などを記入する。学生は、DSSで別室受験の予約をするとともに、記入したブルーシートを担当教員に提出する。それを受け取った担当教員は、教員名、連絡先、規定の試験時間、辞書、計算機、教科書、PCなどの試験に持込が可能な物品、DSSが回収した学生の試験回答の教員への受け渡し方法などを記入する。試験時配慮を希望する学生は、試験の3日前までにDSSに来室し、ブルーシートを記入して受講科目の担当教員に提出すればよい。しかしながら、担当教員がブルーシートに試験問題を添えて、試験日の前日までにDSSに届くようにする必要があるため、余裕をもって申し込むことが望まれる。

当日の試験開始前には、試験に必要な全ての荷物と携帯電話をDSSのスタッフルームに置いていく流れになっている。もし、試験時に不正が発覚した場合には、前述の配慮試験同意書に記載された規則に基づき、DSSのコーディネーターが学生を指導するとともに、担当教員及び所属学部にも報告をする。その上で、処分を検討する場合には、DSSではなく、学部で協議して決定をする。

7) 実習などの配慮について

聴覚障害のある学生が実習に行く場合については、手話通訳を派遣することがある。また、実習で求められる要件は、各教育組織で明示している。障害のために実習先での素行に問題が出る学生への配慮についてコメントを求めたが、その点についてはDSSでは配慮の要請はできないとのことであった。例えば、教育実習先で、子どもをたたいてしまったとする。仮に、その行動に障害の影響があったとしても、暴力は許容されるべきものではなく、正しい社会行動を教える立場にある教員としての資質が問われる。また、授業を教える立場の教員が、安定して出勤できないなどは、専門家としての態度に関わる問題なので、DSSが立ち入る問題ではなく、その学生が専門家として認められるにふさわしい能力を習得しているかという評価の問題になり、学部の判断に委ねられる。このようなケースの場合、学部で、実習中に問題を起こした学生に、担当教員が指導をした上で再履修を認め、それでも上手くいかない場合には、その履修プログラムが学生にとって適合しないと判断され、退学につながることもある。

8) 教員への啓発教育

UNCでは、障害学生支援に関する教員向けのマニュアルが整備されている。マニュアルには、DSSの紹介、障害学生支援の法律的な背景、教員が目にする可能性のある合理的配慮関連の書類や配慮導入の手続き、よくある配慮例などが紹介されている。また、ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業内での工夫例、聴覚障害のある学生の読唇への配慮、視覚障害のある学生への配慮として、例えば、ドアは開けたままにしておく、話の輪に入るときは自己紹介をするなどが記されている。また、障害のある学生が、教室で気を失ったり、てんかん発作を起こした際の緊急時の連絡先や、教員としての一般的な対応方法なども記載されている。加えて、障害のある学生の中には、教科書を電子化するために時間を要する場合があるので、早めに使用する教科書を開示し、学内の書店に登録して欲しいといった業務上の要望事項や、「配慮を希望する学生は教員に相談すること、必要に応じてDSSで適切な手続きをとること」といった支援に関する学生への周知文をシラバスに記載するなどの指示項目も含まれている。

このように有用な情報をマニュアル化しても、多忙な教員が、それ深く読みこんで理解することはまれなので、その点を考慮して、新入教員の研修会でも、マニュアルの概要について触れている。なお、DSSのスタッフは、学内の障害理解教育のレクチャーを担当したり、障害のある学生に関係して、修学上、何か問題が起こった際に、当該学部の会議に出席して協議に加

わる、という対応を行うこともある。

9) 紛争解決・苦情への対応

障害学生支援に関する苦情への対応は、まず、担当者が行い解決を試みる。1人目の担当者に攻撃的になっている学生の場合でも、2人目の仲介者が入ると態度が軟化することが多いことが経験上分かっているの、一つのケースに対して複数のスタッフで対応するようにしている。それでも解決に至らない場合には、上位のコーディネーターが仲裁にはいることもある。最終的に、DSSの代表者との話し合いにおいても解決されない場合には、学生は公民権局 (Office of Civil Rights: OCR) に報告をすることができるが、OCRの判断は多くの場合妥当なものであり、過度な要求をしてくることはなく、その点についてあまり懸念している様子はなかった。

10) 現状での課題

UNCのDSSでは、1991年の立ち上げ以来、25年以上の支援の歴史の中で、様々な支援体制が整備されてきたが、法律の改正や支援ニーズの変化により、現在も新たな課題に直面している。その中でも、障害の影響による授業欠席の問題に感情支援動物同伴に関する問題、インクルーシブ教育への転換が目下の課題である。

障害の影響による授業欠席の問題

2008年のADAの改定後、見えない障害 (Hidden Disabilities) についての支援を検討する必要が出てきた。特に、障害の影響のために授業欠席が多くなってしまう場合の対応が検討課題となっている。これまでは、障害の影響による授業欠席の場合、明確な上限がない状態で欠席が許容されてきた。しかしながら、欠席日数の上限が決まっていなくて、学生に好きに授業を休んでもよいという免罪符を与えることにつながりかねないことが懸念され、学生の成長や学びにとって逆効果になる可能性も否めない。UNCでは、1科目全15回の授業で、一般的に欠席が許されるのは3回までである。それにプラスして2回程度欠席が認められるようにするという辺りが、おそらく許容される欠席日数として妥当なラインと考え、このような方針を明確化していく必要があると話されていた。規定以上の欠席の場合には、出席を前提とした授業で学習が十分になされるのは難しいため、オンラインでの受講を検討するほうが妥当と判断している。

Emotional Service Animals (ESA: 感情支援動物) 持ち込みの問題

米国では、多様な精神障害を背景に、Emotional Service Animals (ESA) と呼ばれる精神的なニーズを支える動物たちが介助犬のような形で存在している。そのような動物たちを授業や試験時に同伴させるための申し込みが、DSSに年間100件程あり、DSSでの合理的配慮の判断に含まれている。コロラド州ではペットを飼っている人が多く、単にお気に入りのペットを持ち込みたいという理由に近い状態での申し込みも多いため、合理的配慮の本質から大きく外れる申し込みへの対応のために、審査負担が増えていることが課題となっている。実際に、ESAとしての持ちこみが認められるのは全体の約10%程度で、PTSDや退役軍人などのニーズが高いケースや、障害のある学生がそのESAと長く安定した関係を築いている場合に限られる。医師や専門家の所見も必要になる。これまで、ヘビやウサギといった動物をESAとして持ち込みたいという申請もあったため、安全上の問題、ワクチン接種などの衛生上の問題も加味して審査を行う。

法例遵守からインクルーシブ教育への転換

DSS設立以来、ADAを基にした、合理的配慮の導入を推し進めてきたが、必要な学生に個別に合理的配慮を行うだけでなく、多様なニーズの学生が必ずしも個別の配慮に頼ることなく学習できるユニバーサルデザインの観点へ、大学全体がシフト転換を図っていくように進めている。その一つとして、教員に対する各種文書に関しても、インクルーシブな環境づくりという視点を前面に出し、法例遵守を、そのバックアップに使うように表現方法を工夫している。また、Be Inclusiveと書かれた缶バッジを作成してインクルーシブ教育への理解促進を図っている。一度、ユニバーサルデザインのような全体の教育体制の変更なしに、必要な学生のみ合理的配慮を行うという方向性で体制化された組織でシフト転換を図るのは苦勞する点も多いが、www.projectshift-refocus.orgをはじめとする、インクルーシブ教育促進に関する学外のリソースも多い。

考 察

本視察では、米国での障害学生支援に関して、法令遵守に関する基本的なサービスの内容を中心に、支援導入の実際の流れや実務に関する情報についても情報収集をすることができた。障害の影響に配慮した施設、各種支援機器、手話通訳の派遣、ノートテイク支援をはじめとする合理的配慮の提供など、主要な支援内容は先行文献から得られた知見と一致している (北村・渡部 Taylor・河村, 2010; 高橋・篠田, 2016)。

日本では、ノートテイク支援というと、聴覚障害支援における情報保証の観点为中心的であるが、UNCの

ノートテイク支援は、リアルタイムでのノートテイクやPCテイクではなく、作成したノートを授業後に提供するという情報補完の観点から行われているものと考えられる。つまり、リアルタイムの情報保証は手話通訳で行い、それに加えて、友人からノートを借りることで対処するという自助努力が、学生にとって過重な負担になるのを防ぐために導入されているシステムと考えられる。支援する学生が自分の履修している授業ノートを整理して提供するために支援学生の負担が少ない点、支援活動を履歴書などにボランティア経験として記載できるので学生への謝金に必要な予算が抑えられる点が特徴的で、そのため、支援システムを持続するための負担が軽減されていると考えられる。

試験時の配慮実施については、他の学生との公平性が損なわれるのではないかと懸念からセンシティブな問題である。しかしながら、試験配慮の申し込み手順や別室試験のルールの文書化、本人からの同意書の取得、試験問題の受け渡しの流れや試験時の持ち込み物を明確化することによって、別室試験の体制について透明性を保つことができ、周囲の理解が得られやすくなる可能性があるのではないかと考えられる。また、配慮依頼書を青い用紙にしている点などは、多くの学生に対応する多忙な教員や、特に発達障害や精神障害などの様々な特性の学生たちが、重要な文書を管理しやすくするのに役立っていると考えられる。配慮依頼については、最短3日での対応が可能であるとされているが、スタッフの配備や別室受験用の大部屋が確保されているという物理的な準備が整っていることと、学期の始めに、配慮要請書を通して担当教員に試験時配慮の必要性を事前に伝えていることから、短期間での対応が可能になっていると考えられる。

さらに、学外実習先での行動上の問題は、それが学生の抱える障害の影響によるものであったとしても、DSSが配慮を要請することはない。この点に関しては、専門家としての職業倫理の問題となるため、その学生に適切な教育を行い、その適合性について判断する責任が、学部課に課されるとの情報を得た。米国では障害のある学生への支援の歴史があるため、学部などの教育組織側の判断に委ねられる土壌があると考えられるが、日本では、各教育組織が、障害のある学生に対して、学部として、どのような教育と支援を行うことが適切かという点に関する情報が限られていることが懸念されるため、障害学生支援部門がコンサルテーションや啓発教育を通じて協力する必要性も考えられる。

見えない障害を持つ学生に関する授業欠席の問題は、米国でも難しい問題として捉えられている。暫定的に、6回以上の欠席は学習目標の達成に支障が出ると判断



DSSの受付



DSSのラウンジ



個人試験室

し、出席形態の履修は適当ではないとの判断が妥当ではないかとの話があった。日本の大学システムでは、成績評価において、出席に関する比重が、授業ごとに異なる場合もあるため、どこまでの欠席が学習目標の達成に不可欠かという判断に関しては、個別の協議に委ねられるとしても、一定の目安の共有があると教員側も判断しやすくなる可能性がある。

また、心理アセスメントについてはUNCのDSSでは行われていないが、学内外でかなり詳細なアセスメントを受けることが可能である。支援につながる医師の所見書や心理アセスメントの結果を得るためにも、担当医に向けたガイドラインの作成などを通して連携を深めていくことは有用であろう。さらに、合理的配慮の実施に関する流れや、規則の文書化、各種書式、支援申し込みのタイムラインなど細かな点についてもルール設定が有用である点が示唆された。ESAの存在は、日本ではまだ報告がないが、今後、留学生の増加に伴い、そのようなニーズが日本の高等教育機関でも報告される可能性があることは留意しておく必要であろう。

最後に、UNCではインクルーシブ教育へのシフト転換を目指しているが、ユニバーサルデザインで多くの学生の多様性に対応できれば、その分、個別の配慮の必要性は減ると考えられる。ユニバーサルデザインの方向性は、今後、日本でも目指すべきところであると考えられるが、義務教育におけるインクルーシブ教育をそのまま援用するのではなく、日本の大学システムを考慮したインクルーシブ教育を検討していくことが必要であろう。学生個々の多様なニーズを、ユニバーサルデザインのレベルでカバーしていくものと、個別の合理的配慮で支援するものとに分けて整理し、障害学生支援部門が担う支援だけでなく、大学全体での取り組みとして、包括的な体制整備を行うという視点が必要であろう。視察の最後に、DSSの担当者が、DSS立ち上げ当初から試行錯誤を続けて、この体制を作り

上げてきたが、シンプルな修学上の配慮で学生の人生を大きく変えることができるこの仕事は、とてもやりがいがあると話された。学生の学びを実質的な意味で最大化できるよう、多様な学びのスタイルを支援する意識を、全教職員に啓発し、大学全体で、教育と支援を検討していくことが重要であると考えられる。

謝辞：本視察報告は、平成26～28年度立正大学心理学研究所共同研究（代表：篠田晴男）青年期における自己成長を支える諸要因の検討及び、日本学術振興会 平成28～31年度科学研究費補助金 基盤研究（C）（研究代表者：篠田直子） 自閉症スペクトラム傾向のある大学生を対象としたプランニング力向上プログラムの開発（課題番号：16K04351）の助成を受けました。また、年度初めの多忙な時期に、快く視察を受け入れていただいたUNCのDSSのスタッフの方々に厚く御礼申し上げます。

引用文献

- 片岡美華（2015）. 海外における発達障害学生への支援 学びの保障と自己権利擁護 障害者問題研究 43(2) 27-35.
- 高橋智音・篠田晴男（2016）. 米国の大学における発達障害のある学生への支援LD研究, 25(2) 293-297.
- 北村弥生・渡部 Taylor 美香・河村宏（2010）. 米国における障害学生の支援——発達障害を中心として—— 国立リハビリテーションセンター紀要 33 (<http://www.rehab.go.jp> [2016年10月31日取得]).
- 日本学生支援機構（2015）. 平成27年度（2015年度）障害のある学生の修学支援に関する実態調査 (<http://www.jasso.go.jp> [2016年10月31日取得]).
- 三浦嘉久（2002）. 障害学生への学習支援システム——アメリカ・カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジの場合—— 鹿屋体育大学学術研究紀要, 28, 64-67.

要約

本稿では、米国の大学の障害学生支援部門への現地視察の結果に基づき、米国の障害学生支援に関する最近の傾向と課題について報告する。障害者差別解消法が施行された現在、高等教育機関における障害学生支援体制の整備は直近の課題となっており、本視察は、米国の大学において、障害学生支援体制整備のための情報収集を行うことを目的とした。視察先大学では、ノートテイク支援、別室受験、時間延長などの試験時配慮、手話通訳派遣、教科書の電子化・点字化サービス、などが行われており、これらは先行研究からの報告と一致するものであった。加えて、支援の実際の流れについての詳細、学外実習における合理的配慮の捉え方、紛争解決方法の現状についても情報が得られた。さらに、障害の影響による授業欠席の問題、感情支援動物に関する合理的配慮の判断についての問題、インクルーシブ教育への転換が最近の課題としてあげられた。

キーワード：障害学生、合理的配慮、米国